

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を延伸し、平均寿命へ近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」をみんなで実現することを基本理念として策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の役割）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

（構成）

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

（議長及び副議長）

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（部会）

第6条 市長は、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき、健康づくりに係る分野別の取組を推進するため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る取組については、市長が別に定める推進組織と連携し、推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 適正飲酒推進部会

- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。
- 3 部会長は、市長が指名する。

（事務局）

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。